

中城湾港佐敷干潟埋立計画に関する意見書

2004年2月20日

日本弁護士連合会

中城湾港佐敷干潟埋立計画に関する意見

意見の趣旨

- 1 佐敷町はシーガーデン構想中の佐敷干潟の埋立計画を撤回すべきである。
- 2 沖縄県は中城湾港港湾計画を見直し、佐敷干潟の埋立計画を廃止すべきである。
- 3 国は、県及び佐敷町と協力して佐敷干潟にしかるべき保全策を講じ、同干潟をラムサール条約の登録湿地とするための手続きをすべきである。

意見の理由

第1 本意見書提出の経緯

1 干潟の重要性と保全意識の高まり

(1) 干潟の重要性

干潟は、陸や河川に由来する栄養塩類が豊富で酸素供給量も多いため、藻類やバクテリアが繁殖しやすく、ゴカイ等の多毛類、貝類、カニ等の甲殻類、その他の底生生物、プランクトンや稚魚、そして、これらを餌にする魚類やシギ・チドリ、サギ等の鳥類というように多様な生物が生息する場所である。また、干潟は、水質を浄化する他、漁業の場やレクリエーションの場となる等、人に対しても、多くの恵みを与えてくれている。さらに、干潟は、渡り性の鳥類にとっては中継地や渡来生息地となっており、その重要性は国内に止まるものではない。

(2) わが国の干潟の現状と干潟保護の施策

干潟は世界中至るところで埋め立てられ、わが国においても、現在では東京湾の約90%、大阪湾のほぼ100%が埋め立てられるに至っている。

このような状況に対して、国際的には、干潟をはじめとする湿地保全の重要性が認識され、1971年には、環境保全のための国際条約としては最初のものとなる「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（以下「ラムサール条約」という）が採択され、以後、湿地の保全は国際的な課題となった（わが国は80年に批准している）。

わが国においても、93年6月に釧路市で第5回ラムサール条約締約国会議が開催されたことを一つの契機として、湿地保護の重要性の認識が高まってきている。そして、政府も、94年12月閣議決定・2000年12月変更の環境基本計画や95年10月閣議決定の生物多様性国家戦略によって、生物多様性及び干潟その他の湿地の重要性や保全の必要性に言及し、02年3月閣議決定の新・生物多様性国家戦略にお

いては、湿地の重要性を強調し、湿地の置かれた状況を分析した上で、湿地保全の緊急性や保全手法までも明記するに至っている。

このような国内外の湿地環境保護の潮流の中で、環境省は01年12月、日本を代表する重要な湿地を500ヶ所選定し、「日本の重要湿地500」（以下「重要湿地500選」という）を発表した。この中には、本意見書で取り上げる佐敷干潟も含まれている。

2 当連合会の湿地保全の取り組み

当連合会では早くから湿地保全問題に取り組み、各地の湿地を取り巻く問題状況を調査、研究の上、湿地に対する開発行為の中止や保全策の提言を行ってきた。97年には諫早湾干拓事業に関し水門開放と事業中止を求める意見書と中海干拓事業中止の意見書を、99年12月には東京湾三番瀬の埋立中止を求める意見書を、02年3月には沖縄県泡瀬干潟の埋立事業の中止を求める意見書を、そして03年10月には諫早湾干拓事業につき再生に向けた水門開放調査を求める意見書を公表している。

また、02年10月には、当連合会の取り組みの到達点として、郡山市で行われた第45回人権擁護大会において、シンポジウム「うつくしまから考える豊かな水辺環境 - 湿地保全・再生法制定に向けて - 」を開催し、回避・最小化・代償という明確な優先順位をもって保全を行う手法（ミティゲーション）、生態学的知見に基づき保全と再生を一体的に行うための湿地管理計画制度及び、保護区制度をその内容とする湿地保全・再生法の制定と法制定によって保全策が取られるまでの緊急措置として重要湿地500選の湿地及び周辺地域で進行中の開発計画を中止させること等を内容とする「湿地保全・再生法の制定を求める決議」を採択した。

そして、今回、九州弁護士会連合会と合同で数次にわたり現地調査や関係官庁への聞き取り調査を行った結果、重要湿地500選の一つでもある佐敷干潟の保全は、緊急かつ重要な課題であるとの認識に至り、本意見書を提出することとした。

第2 佐敷干潟の位置づけ

1 佐敷干潟の重要性

(1) 沖縄県における干潟の状況

沖縄県では、大規模な干潟が発達していたが、相次ぐ埋立・干拓により大部分が失われた。特に本土復帰後の72年から97年までの総埋立面積は2390haにものぼる。中城湾内に限っても、川田干潟（390ha）、与那原海岸（142ha）等が埋立により消滅し、泡瀬干潟（185ha）の埋立計画も未だ中止されていない。また、沖縄県で唯一のラムサール条約登録湿地である漫湖干潟でさえも、汚染や干潟面積の縮小などの問題を抱えている。

(2) 佐敷干潟の自然環境における位置づけ

佐敷干潟は、中城湾のほぼ南端に位置する、全体で約80haの干潟である（資料

1, 2)。

干潟の性質は、礫地帯（富貴崎周辺）、砂地帯（馬天港から兼久及び干潟の周囲）、砂泥地帯（シュガーホール周辺）、転石帯（岬周辺）、泥干潟（砂州内部）等多様であり、礫地帯にはオオギカニ、ケブカガニ、砂地帯にはダングラマテガイ、シラオガイ、イボウミナ、オキナワハクセンシオマネキ、砂泥地帯には、マングローブアマガイ、ミナミトビハゼ、ヒメシオマネキ、転石帯にはオハグロガキ、コシダカアマガイ、泥干潟にはトカゲハゼ、オオキシジミ、シオマネキ、ヤエヤマシオマネキ、ヒメヤマトオサガニ等といったように、干潟の性質毎に多様な生物が生息している。また、絶滅危惧種のトカゲハゼ、準絶滅危惧種のシオマネキ等シオマネキ類が6種も生息する。その他150種類以上の底生生物が確認されているが、その中には多くの希少生物も含まれている。

そして、これらの甲殻類や貝類、小魚の捕食を目的として、ダイシャクシギやチュウシャクシギ、メダイチドリ、キョウジョシギなどのシギ・チドリ類、アオサギ、チュウサギ、クロサギ、ゴイサギなどのサギ類等多数の鳥類が飛来する。その中には、ベニアジサシ、アカアシシギ、コアシサシなどの準絶滅危惧種も含まれる。

また、ノコギリガザミのように商品価値が高く、市場に出荷されるものもいる。

このように、佐敷干潟は、狭い範囲に多様な干潟形態が連続し、複雑な生態系を形成していることから、重要湿地500選に記載されているだけでなく、沖縄県が保全すべき自然及びその適切な保全のあり方を定めた「自然環境の保全に関する指針」（沖縄島編）においても、「自然環境の保護・保全を図る区域」（総合評価ランク）とされている。なお、本来であれば、「自然環境の厳正な保護を図る区域」（総合評価ランク）とされるべきであるが、そうならなかったのは、一部人工護岸が施されているからに過ぎない。いずれにせよ、佐敷干潟が厳正に保護すべきとされる評価ランクに匹敵する、豊かな自然を有することは明らかである。

2 トカゲハゼの生息地としての佐敷干潟

佐敷干潟には多様な生物が生息しているが、その中でも特に注目されているのがトカゲハゼである。

沖縄県が01年12月に公表した「中城湾全体におけるトカゲハゼ保全対策報告検討会のまとめ」（以下「検討会まとめ」という）によると、トカゲハゼの特徴及び生息状況は以下のとおりである。

スズキ目ハゼ科に分類される汽水性の全長約15cmの魚類であり、環境省のレッドデータブック（99年）では絶滅危惧A類（ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種）にリストされている。

トカゲハゼは、東南アジアを中心とした熱帯・亜熱帯に広く分布するが、わが国においては、中城湾にのみ生息し、特に川田干潟埋立後は、佐敷干潟はほとんど唯一の生息地となっている。トカゲハゼは、主に佐敷干潟の砂州に仕切られた泥質の内干潟に生息しており、トカゲハゼの保護には、この泥質の内干潟の保全が必要不可欠であ

るとされている。

そして、中城湾全体を視野に入れた場合、トカゲハゼの保全にとって、最も重要な点は湾内で最大かつ天然の生息地となっている佐敷東地区において、いかに良好な生息環境を保全するかである。その他に広域で規模の大きい安定した天然の供給場がない現状においては、当該地区の生息環境の保全に中城湾全体のトカゲハゼ生息の存亡がかかっているとされている。

第3 佐敷干潟埋立計画の概要と変遷

1 中城湾港マリンタウンプロジェクト

中城湾港マリンタウンプロジェクトとは、86年11月から、国、沖縄県、西原町、与那原町、知念村及び佐敷町が共同で調査を始めたもので、かつて沖縄本島東海岸の海上交通や陸上交通の結節点であり、拠点都市として栄えた中城湾港南部地域が、その後、交通体系の変化などによってその重要性が減少し、地域の地盤沈下が進んでいるという認識の下に、この地域に再び活力を取り戻し、海辺のアメニティ豊かなまちづくりを推進しようとするものとされている。

マリンタウンプロジェクトは、基本的に土地造成は県が整備し、引き続いて道路、下水道等の基盤整備を県及び4町村（西原町・与那原町・佐敷町・知念村）が行い、その後、公園・建物等の施設整備は、県、4町村、第3セクター、並びに民間等が行う予定となっている。

2 佐敷町のシーガーデン構想

(1) 構想の概要

佐敷町は88年3月、マリンタウンプロジェクトを基に、海と緑に囲まれたまちの形成を目的とした「佐敷シーガーデン構想」（面積59.5ha）をまとめ、90年8月港湾計画が改定された。佐敷町のこの構想が、現実化されるためには佐敷干潟の埋立が必要で、港湾計画に位置づけられる必要がある。以下、一連の佐敷干潟埋立計画を「本埋立計画」という。

佐敷町は、マリンタウンプロジェクトの一環として海辺のまちづくりを推進することにより、豊かな緑と魅力ある景観を活かした安らぎと活力ある近郊田園都市の形成を目指し、佐敷東地区に住宅地、マリーナ、及び海浜の整備する計画であった。

(2) 構想の背景

この構想の背景は、次のとおり佐敷町の置かれた状況にあると説明される。

ア 住宅用地の必要性

佐敷町は沖縄県本島南部の太平洋側、那覇市から16kmの中城湾の最奥部に位置し、面積は1060haで、沖縄県内で5番目に面積が小さい。町域の55%は斜面地や台地で、町の説明では地滑り防止地域ないし地滑り危険地域が多いとのことである。

復帰直後の74年に町域の約93%（984ha）が市街化調整区域及び農業振興地域に指定され、住宅地を形成できる市街化区域は76ha（総面積の約7%）であり、99年の時点では、佐敷町の総面積中、農用地が28.6%、宅地等が12.4%、山林原野が29.1%、その他30%となっている。

一方、人口は、01年3月31日時点で1万1649人（3566世帯）である。

人口の推移を見ると、73から86年までは新開地区の宅地分譲、県営団地等の立地により毎年数十から数百人規模で増加した。しかし、人口も近年では前年比で減少に転ずる年もあるなど、増加率は鈍化している。その要因について佐敷町は、若年層の都心部流出、核家族化などの他、町の大部分が市街化調整区域に指定されていることから住宅地の開発等が困難であること等を挙げている。

佐敷町には、16の字（行政区）があるが、各字ごとの人口をみると、町の西部にある津波古地区が2969人、新開地区が1344人であり、この2地区で総人口（1万1649人）の約37%を占める。

このような状況から佐敷町は、埋立により住宅用地を確保する必要性が高いとしている。

イ 道路整備の必要性

佐敷町の東西を国道331号線（片側1車線）が走っているが、町では、この道路が都市部へアクセスするための唯一の幹線道路となっているため、渋滞が頻繁に発生すること、及び、台風時に冠水し、各地域が分断されるといった防災上の問題が生じていることから、道路の整備が必要であるとする。

ウ バランスある発展及び商業地の確保

前述のとおり、町内の地域間での人口格差が大きいことから、佐敷町では、このように偏った人口集中を是正し、町のバランスある発展が必要であり、また、レストランなどもなく、活性化のためには商業地の確保も必要だとしている。

3 中城湾港港湾計画の変遷

90年8月には、45.5haの埋立を伴う中城湾港港湾計画（資料3-1）が承認されたが、環境庁（当時）から、佐敷干潟のトカゲハゼの生息環境への保全対策が求められた。そのため、98年3月には港湾計画が一部変更（資料3-2）され、埋立面積は36.4haに縮小された。

この港湾計画の変更を受け、シーガーデン構想も見直しを迫られたことから、佐敷町は、構想を馬天地区の港湾整備と佐敷東地区の埋立計画を一体化したものに変更し、02年10月、沖縄県に対し、その早期事業化を要請するに至った。その理由としては、馬天港が放置船等により迷惑施設化しているため、同港の整備が必要であるとされている。

その後、佐敷町は、さらに構想を見直し、埋立面積を約24haに縮小変更したとのことである。そのため、現在では、住宅用地は7.1ha、商業用地が1.8haとなっている。佐敷町は、03年4月17日に、沖縄県土木建築部港湾課にこの見直

し案を提出し、港湾計画の変更を求めた（資料４）。同県では、０３度内にも港湾計画変更を検討するための庁内検討委員会を立ち上げたいとのことである。

４ 収支の見通し

佐敷町の試算では、この計画に要する予算は概算で４８億円であり、うち２３億円が埋立造成費（単価１万２１００円／㎡）、道路、上下水道、橋の整備など基盤整備に２３億円、土地購入にかかる利息等が２億円とされる。但し、以上には、港湾事業関係の海岸事業費は含まれていない。

事業費のうち、上下水道などで国から１８億円程度の補助金収入を見込んでおり、最終的には１割弱の黒字となり、収益の確保は可能であるとされる。

なお、０３年度の町の一般会計予算は３８億円となっている。

第４ 本埋立計画の必要性・合理性

１ 計画の変遷について

本埋立計画は、８８年の当初計画から現在までに幾度も計画が変更され、埋立面積や埋立目的が変遷している。埋立面積が減少していること自体を評価できなくはないが、このような変遷があることから埋立の必要性や合理性にはなお疑問がある。また、地元でも反対の声も上がっている。

２ 住宅地確保の必要性について

本埋立計画に関する、佐敷町の構想の合理性のうち、住宅地の確保について検討する。

本埋立計画を必要とする計画当初の最大の理由は、町内における住宅地の確保であり、町域の大部分が市街化調整区域、農業振興地域として宅地利用が抑制されていることが挙げられている。しかし、これには、以下のような疑問点がある。

第一は、正確な需要の予測がなされていないことである。

縮小された最新の本埋立計画でも約２５０戸の住宅用地が予定されているが、佐敷町の現在の人口及び増加率に照らして、それだけの需要があるかは疑問である。過去５年間の沖縄県全域での人口増加率は年０．７～０．８％であり、佐敷町はこれを下回っており、２５０戸もの供給に見合うだけの需要があるとは考えにくい。

ちなみに、佐敷町に隣接する与那原町では、既に埋立地が住宅地に整備され「東浜分譲地」として売り出されているが、需要は乏しく、２００４年１月の時点で申し込みがあったのは、２５９筆のうち僅か４９筆に過ぎない。未だほとんどの土地が未売却となっている。

第二は、他の代替手段が十分検討されていないことである。

住宅地の確保策としては、農業振興地域の適用除外手続をなすことが考えられるが、佐敷町は、除外が認められることはきわめて困難である、とする。しかしながら、隣接する知念村では、２０００年度には村全域で５６haの除外が認められており、

このような方策が不可能とはいえない。

また、津波古地区に存するジャパンエナジー跡地付近は約10haが遊休化しており、この土地を活用することは十分可能である。佐敷町としては、同土地の利用について地権者らの具体的構想がないとして、時間がかかるととらえているが、遊休地の有効利用は町の活性化にもつながることでもあり、住宅用地の確保が町政の重要課題と言う以上は、町として積極的な働きかけを行うべきである。仮に、本埋立計画を実現させたとしても長期間の事業とならざるを得ないことを考えれば、まず現実的な方策として遊休地の有効利用を推進すべきである。

第三は、広域的な視点が欠落していることである。

市町村合併が推進される昨今において、住宅用地確保の問題は、もともと町域が狭い佐敷町だけで検討すべきことではなく、近隣町村との総合的な対策をとるべきである。でなければ、前述した与那原町の二の舞となってしまうであろう。

3 国道の冠水及び渋滞の解消と整備について

まず、国道331号線の大雨時の冠水等については、これまでの排水設備の改善等の改修工事によってほぼ解決されている。

また、渋滞問題については、確かに佐敷町内の大部分は片側1車線で、抜け道が乏しく、イベントの際や時間帯によっては交通混雑が生じていることは否定できない。しかし、渋滞は一時的なもので常態化している訳ではなく、その程度も沖縄島内の他の市街地における渋滞に比べて不便が著しいという状況にもなく、比較的軽度なものに止まっているし、仮にバイパスが出来ても片側一車線の本道に接続されるに過ぎず、渋滞解消の程度はさほど大きくないものと考えられることから、国道のバイパス道路整備についても必要性が特に高いとはいえない。むしろ渋滞解消のためには、他ルートを検討など代替案の検討をする必要がある。

4 馬天港の整備改修について

馬天港の整備改修は、02年に佐敷町が計画変更を打ち出した際に、初めて盛り込まれたものである。

これを必要とする理由として、馬天港の放置船や放置車両、留置土砂等による環境悪化、港湾車両の住宅地の通過による振動や騒音等の被害、作業船と漁船のすみわけ等の問題があり、これらについて住民からの要望も出されていることが挙げられているが、これらの問題は港湾管理を適正に行うことにより解決できる問題である。

そもそも馬天港の整備は、本埋立計画とは直接の関連はなく、別個なものとして実施されるべきものである。佐敷町が馬天港の整備を本埋立計画と一体のものとする構想に変更したのは、港湾整備のための補助金によって、道路等の整備を行おうと考えたからに過ぎない。馬天港の整備の必要性は、本埋立計画を必要とする理由とはなりえない。

5 収支予測について

前述のとおり，佐敷町は，本埋立計画は1割程度の黒字になると試算している。

しかし，それは，すべての土地が売却できるという前提での試算である。

沖縄県内では，前述のとおり，多くの干潟で埋立がなされたが，中城港湾新港地区，糸満市汐崎地区，豊見城市豊崎地区等では，埋立地の処分ができず多くの分譲地が遊休化している現状からすれば，町の試算はきわめて楽観的に過ぎる。本埋立計画が実施された場合，町民に将来過大な負債を負わせるおそれがある。

6 結論

以上のとおり，本埋立計画にはそもそも必要性・合理性を見出すことができない。

第5 本埋立計画のもたらす影響

1 干潟消失の影響

前述のとおり，佐敷干潟は，約80haの範囲内に多様な性質の干潟が連続していることから，生物多様性に富み，多くの希少生物が生息している。

このような連続する干潟は，海流や波浪の影響，港湾の地形，河川から流入する泥や砂等が微妙なバランスを維持することにより形成されていることから，一部の埋立であっても，残された干潟の性質や生物相に決定的な影響を与えることが危惧される。

沖縄県や佐敷町では，後述のとおり，トカゲハゼの保全の重要性を特に強調するが，佐敷干潟は単にトカゲハゼの生息地としてのみ重要なのではなく，6種類ものシオマネキが生息するなど，多様な生態系が一体として存続することが重要なのである。内干潟を残した埋立計画案でも，例えば転石帯に生息するマングローブアマガイ，砂地帯に生息するダンダラマテガイ等多くの希少生物が失われることになる。

また，干潟の埋立・干拓がもたらす影響を正確に予測することが不可能なことは，泡瀬干潟埋立事業や諫早湾干拓事業の例を見れば明らかである。

泡瀬干潟においては，絶滅危惧種であるクビレミドロの移植は成功せず，また，ウミヒルモ（藻類），ニライカナイゴウナ（貝類）などの新種が次々と発見されており，このまま埋立が継続されることになれば，これらの生物が消滅することになる。

諫早湾干拓事業においては，環境影響調査がなされ，埋立免許申請に必要な環境図書において，周辺海域への影響はほとんどないとされていたにもかかわらず，とりわけ潮受堤防の締め切り後「有明海異変」と言われる生物の極端な減少や漁業への悪影響が次々と発生し，各種検討会において諫早湾干拓との関連性が強く指摘されているところである。

未だに開発指向の残る行政においては，とかく干潟の価値も影響も過小評価されがちであるが，これらの先例に学ぶべきである。

2 トカゲハゼの保全と埋立

(1) 港湾審議会での環境庁の意見

環境庁は、98年3月25日の港湾審議会第165回計画部会において、次のような意見を述べた。

中城湾はトカゲハゼの分布の北限及び国内における唯一の生息地であるほか、湾内に分布する干潟及び藻場は多様な自然環境の維持に重要な役割を果たしており、佐敷東地区の埋立事業の実施にあたっては、沖縄県自然環境担当部局等の関係機関と協力しつつ、埋立て等によるトカゲハゼの生息への影響について引き続き調査、検討を行い、トカゲハゼの生息環境の保全に万全の措置を講じられたい。

特に重要とされる内干潟については、引き続き、港湾管理者としてもその生息環境の保全に努め、また、内干潟のトカゲハゼの生息環境の保全のための保護地域の指定等環境行政による本種の保護対策の実施に対しても、港湾管理者として所要の協力を行われたい。

(2) 現在のトカゲハゼ保全計画

沖縄県は、この意見を受けて、トカゲハゼの保全についてさらに検討を行い、前述のとおり01年12月「検討会まとめ」を公表した。

これによると、ア．佐敷東地区の今後の整備計画として、内干潟の保全と沖合海域から内干潟域へ連続する現状のみを適切に確保することが、イ．今後の保全対策として、内干潟の規模の縮小及び奥部の陸化に加えて泥質の流失が進行すると、更にトカゲハゼの生息環境に大きな影響を及ぼす可能性があり、砂州の分断については何らかの対策が必要で、内干潟を将来的に保全する必要があること、具体的な保全策として、砂州の機能や景観を損なわないような工法による長期的な対策が必要であることや、関係部局が実施する保護対策等について、埋立事業者及び港湾管理者として開発と自然環境の調和を図る観点から、連携して進めていくことが述べられている。

なお、川田干潟（中城湾新港地区）については、埋立の結果トカゲハゼの生息数は激減したが、順調に回復していると述べられている。しかし、この回復はあくまでも人工種苗等の放流に基づくものであることを忘れてはならない。

しかし、砂州の形状や位置は年々変化しており、それに伴いトカゲハゼの生息地である内干潟の規模や位置も変化しており、具体的な砂州の保全方法はもちろん、砂州と内干潟の関連、内干潟形成・維持に関する十分な科学的知見はなお得られていない。

このような状況の下で、一部ではあっても佐敷干潟の埋立を強行することは、トカゲハゼの生息場所である内干潟への重大な影響を及ぼす懸念を払拭することはできず、到底許されない。

さらに、「検討会まとめ」が最後に述べるように、「さらに、トカゲハゼの生息する泥質干潟には、トカゲハゼ以外にもシオマネキ等、沖縄島とアジア大陸との地史的関係を示す種がみられ、特徴的な生物相が生成されている。そのことを踏まえ、今後の港湾整備計画においては、トカゲハゼを指標とした干潟生態系の保全や創出とともに

に、環境教育の一環となる観察・学習場所としての活用も視野に含めて取り組んでいくこととする。」というのであれば、沖縄県は、港湾計画を変更し、本埋立計画を廃止し、積極的な干潟保全策を講ずるべきである。

第6 提言

以上のとおり、佐敷干潟は、絶滅危惧種のトカゲハゼだけでなく、多種多様な生物が生息する自然環境であり、厳正に保全されなければならない。他方、本埋立計画には、十分な必要性、合理性があるとはいえないことからすれば、佐敷干潟の自然環境に重大な影響を及ぼす虞のある本埋立計画は廃止されなければならない。

「検討会のまとめ」に見られるように、佐敷東地区ではトカゲハゼ生息地である泥質の内干潟の縮小が懸念されており、年々砂洲も南へ移動している。佐敷干潟の砂の流動性なども前提にし、保全と再生を一体としておこなうことが望ましい。

当連合会は、佐敷干潟に隣接する泡瀬干潟の埋立事業に対して、先に、その中止と国設鳥獣保護区の設置等の保全策を講じ、ラムサール条約上の湿地登録を行うことを求める意見書を公表した。

ラムサール条約上の登録湿地とすることにより、その重要性が世界的に認知され、保全がより確実になされ、また、漫湖干潟のように、ビジターセンター等が設置され環境教育等の場として活用されることになる。

佐敷干潟もトカゲハゼ等の希少種の生息地であり、多数の鳥類の飛来地であることといった生物多様性の他にも、地史的特徴を有していることから、しかるべき保全策をとったうえ、ラムサール条約の登録湿地とすることがふさわしい。

よって、当連合会は、

- 1 佐敷町はシーガーデン構想中の佐敷干潟の埋立計画を撤回すること、
 - 2 沖縄県は中城湾港港湾計画を見直し、佐敷干潟の埋立計画を廃止すること、
 - 3 国は、県及び佐敷町と協力して、佐敷干潟にしかるべき保全策を講じ、同干潟をラムサール条約の登録湿地とするための手続きをとること、
- をそれぞれ求めるため、本意見書を提出する。